

議案第109号

大口町道路占用料条例の一部改正について

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、ガス事業法及び愛知県道路占用料条例の改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例

大口町道路占用料条例（平成3年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

別表第1種電柱の項中「830」を「1,100」に改め、同表第2種電柱の項中「1,300」を「1,600」に改め、同表第3種電柱の項中「1,700」を「2,200」に改め、同表第1種電話柱の項中「740」を「940」に改め、同表第2種電話柱の項中「1,200」を「1,500」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,600」を「2,100」に改め、同表その他の柱類の項中「74」を「94」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項中「7」を「9」に改め、同表地下電線その他地下に設ける線類の項中「4」を「6」に改め、同表路上に設ける変圧器の項中「730」を「920」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「450」を「570」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「1,500」を「1,900」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「620」を「790」に改め、同表その他のもの（法第32条第1項第1号に掲げる工作物）の項中「1,500」を「1,900」に改め、同表ガス管、水管、下水道管その他これらに類するものの部外径が0.07メートル未満のもの項中「31」を「40」に改め、同部外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの項中「45」を「57」に改め、同部外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの項中「67」を「85」に改め、同部外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの項中「89」を「110」に改め、同部外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの項中「130」を「170」に改め、同部外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの項中「180」を「230」に改め、同部外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの項中「310」を「400」に改め、同部外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの項中「450」を「570」に改め、同部外径が1.0メートル以上のもの項中「890」を「1,100」に改め、同表軌条類の項

中「1, 500」を「1, 900」に改め、同表歩廊及び日覆類の項中「1, 500」を「1, 900」に改め、同表上空に設ける通路、その他これに類するものの項中「1, 200」を「1, 100」に改め、同表地下に設ける通路、その他これに類するものの項中「690」を「680」に改め、同表その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）の項中「1, 500」を「1, 900」に改め、同表標識類の項中「1, 200」を「1, 500」に改め、同表アーチの部その他のものの項中「1, 200」を「1, 100」に改め、同表仮設建築物、仮設店舗の項中「150」を「190」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和2年4月1日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条の規定により許可を受け、道路を占有していた者が同日以後において引き続き同一の占有物件により当該道路を占有する場合の当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有料の額は、当該占有物件に係る令和元年度の占有料の額（当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間と当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間が異なる場合にあつては、当該占有物件に係る令和2年度以後の各年度の占有の期間に相当する期間を当該占有物件に係る令和元年度の占有の期間として改正前の大口町道路占有料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る占有料の額）に平成31年4月1日から令和2年度以後の各年度の4月1日までに経過した年数を指標とする1.2のべき乗を乗じて得た額（以下「調整占有料額」という。）とする。ただし、調整占有料額が、改正後の大口町道路占有料条例第3条及び別表の規定により算出した当該占有物件に係る占有料の額（以下「新占有料」という。）を上回る場合は、新占有料とする。

大口町道路占用料条例の一部改正新旧対照表

新			旧																																																																
<p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 町長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) ガス事業法（昭和29年法律第51号） 第2条第12項に規定するガス事業者が設ける各戸へのガス引込管</p> <p>(7)～(14) 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>			<p>(占用料の減免)</p> <p>第7条 町長は、次に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第3条の規定にかかわらず同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) ガス事業法（昭和29年法律第51号） 第2条第11項に規定するガス事業者が設ける各戸へのガス引込管</p> <p>(7)～(14) 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td>円 <u>1,100</u></td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>1,600</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>2,200</u></td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>940</u></td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>1,500</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>2,100</u></td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>94</u></td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートル1年につき</td> <td><u>9</u></td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>長さ1メートル1年につき</td> <td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個1年 につき</td> <td><u>920</u></td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	単位	占用料	第1種電柱	1本1年 につき	円 <u>1,100</u>	第2種電柱	1本1年 につき	<u>1,600</u>	第3種電柱	1本1年 につき	<u>2,200</u>	第1種電話柱	1本1年 につき	<u>940</u>	第2種電話柱	1本1年 につき	<u>1,500</u>	第3種電話柱	1本1年 につき	<u>2,100</u>	その他の柱類	1本1年 につき	<u>94</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>9</u>	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>6</u>	路上に設ける変圧器	1個1年 につき	<u>920</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種電柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td>円 <u>830</u></td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>1,300</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>1,700</u></td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>740</u></td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>1,200</u></td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>1,600</u></td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>1本1年 につき</td> <td><u>74</u></td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1メートル1年につき</td> <td><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>長さ1メートル1年につき</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個1年 につき</td> <td><u>730</u></td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	単位	占用料	第1種電柱	1本1年 につき	円 <u>830</u>	第2種電柱	1本1年 につき	<u>1,300</u>	第3種電柱	1本1年 につき	<u>1,700</u>	第1種電話柱	1本1年 につき	<u>740</u>	第2種電話柱	1本1年 につき	<u>1,200</u>	第3種電話柱	1本1年 につき	<u>1,600</u>	その他の柱類	1本1年 につき	<u>74</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>7</u>	地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>4</u>	路上に設ける変圧器	1個1年 につき	<u>730</u>
占用物件	単位	占用料																																																																	
第1種電柱	1本1年 につき	円 <u>1,100</u>																																																																	
第2種電柱	1本1年 につき	<u>1,600</u>																																																																	
第3種電柱	1本1年 につき	<u>2,200</u>																																																																	
第1種電話柱	1本1年 につき	<u>940</u>																																																																	
第2種電話柱	1本1年 につき	<u>1,500</u>																																																																	
第3種電話柱	1本1年 につき	<u>2,100</u>																																																																	
その他の柱類	1本1年 につき	<u>94</u>																																																																	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>9</u>																																																																	
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>6</u>																																																																	
路上に設ける変圧器	1個1年 につき	<u>920</u>																																																																	
占用物件	単位	占用料																																																																	
第1種電柱	1本1年 につき	円 <u>830</u>																																																																	
第2種電柱	1本1年 につき	<u>1,300</u>																																																																	
第3種電柱	1本1年 につき	<u>1,700</u>																																																																	
第1種電話柱	1本1年 につき	<u>740</u>																																																																	
第2種電話柱	1本1年 につき	<u>1,200</u>																																																																	
第3種電話柱	1本1年 につき	<u>1,600</u>																																																																	
その他の柱類	1本1年 につき	<u>74</u>																																																																	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>7</u>																																																																	
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>4</u>																																																																	
路上に設ける変圧器	1個1年 につき	<u>730</u>																																																																	

新				旧			
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき		<u>570</u>	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートル1 年につき		<u>450</u>
変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個1年 につき		<u>1,900</u>	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電話 所	1個1年 につき		<u>1,500</u>
郵便差出箱及び信書便 差出箱	1個1年 につき		<u>790</u>	郵便差出箱及び信書便 差出箱	1個1年 につき		<u>620</u>
広告塔	表示面積 1平方メ ートル1 年につき		2,300	広告塔	表示面積 1平方メ ートル1 年につき		2,300
その他のもの（法第3 2条第1項第1号に掲 げる工作物）	占用面積 1平方メ ートル1 年につき		<u>1,900</u>	その他のもの（法第3 2条第1項第1号に掲 げる工作物）	占用面積 1平方メ ートル1 年につき		<u>1,500</u>
ガス管、水 管、下水道 管その他こ れらに類す るもの	外径が 0.07 メートル 未満のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>40</u>	ガス管、水 管、下水道 管その他こ れらに類す るもの	外径が 0.07 メートル 未満のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>31</u>
	外径が 0.07 メートル 以上0. 1メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>57</u>	外径が 0.07 メートル 以上0. 1メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき		<u>45</u>
	外径が 0.1メ ートル以 上0.1 5メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>85</u>	外径が 0.1メ ートル以 上0.1 5メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき		<u>67</u>
	外径が	長さ1メ	<u>110</u>	外径が	長さ1メ	<u>89</u>	

新			旧		
0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	一トル1年につき		0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	一トル1年につき	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>170</u>	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>130</u>
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>230</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>180</u>
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>400</u>	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>310</u>
外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>570</u>	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>450</u>
外径が1.0メートル以上	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>	外径が1.0メートル以上	長さ1メートル1年につき	<u>890</u>

新				旧			
	上のもの				上のもの		
軌条類		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>	軌条類		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
歩廊及び日覆類		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>	歩廊及び日覆類		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>	上空に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,200</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>680</u>	地下に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>690</u>
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>	その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設）		占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,500</u>
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル1日につき	23	露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル1日につき	23
	その他のもの	占用面積 1平方メートル1月につき	230		その他のもの	占用面積 1平方メートル1月につき	230
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	230	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	230
	その他のもの	表示面積 1平方メートル1	2,300		その他のもの	表示面積 1平方メートル1	2,300

新				旧			
		年につき				年につき	
標識類		1本1年につき	<u>1,500</u>	標識類		1本1年につき	<u>1,200</u>
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23
	その他のもの	1本1月につき	230		その他のもの	1本1月につき	230
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23	幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>		その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積1平方メートル1月につき	230	工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積1平方メートル1月につき	230
仮設建築物、仮設店舗		占用面積1平方メートル1月につき	<u>190</u>	仮設建築物、仮設店舗		占用面積1平方メートル1月につき	<u>150</u>
備考 1～3 略				備考 1～3 略			

改 正 要 旨

1 改正の目的

国（国土交通省）は、「道路占用料制度に関する調査検討会報告書」（平成19年3月）において、「道路の占用料の改定時期については3年ごとに改定を検討することが妥当である」との提言を受けて以降、平成20年4月から3年ごとに占用料を改定しています。最近では、平成27年に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を反映するために占用料を改定し、平成29年4月に道路法施行令の一部改正が施行されています。また、愛知県も国と同様、3年ごとに占用料を改定しており、平成31年4月に愛知県道路占用料条例の一部改正が施行されています。

占用料について、大口町は、愛知県に準じた改定を行っており、前述のとおり、愛知県道路占用料条例の一部が改正されたことに伴い、大口町道路占用料条例を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 占用料の比較（別表関係）

占用物件	単位	占用料	
		新	旧
第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1, 100</u>	円 <u>830</u>
第2種電柱	1本1年につき	<u>1, 600</u>	<u>1, 300</u>
第3種電柱	1本1年につき	<u>2, 200</u>	<u>1, 700</u>
第1種電話柱	1本1年につき	<u>940</u>	<u>740</u>
第2種電話柱	1本1年につき	<u>1, 500</u>	<u>1, 200</u>
第3種電話柱	1本1年につき	<u>2, 100</u>	<u>1, 600</u>
その他の柱類	1本1年につき	<u>94</u>	<u>74</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>9</u>	<u>7</u>
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	<u>6</u>	<u>4</u>

路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>920</u>	<u>730</u>
地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年につき	<u>570</u>	<u>450</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,900</u>	<u>1,500</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>790</u>	<u>620</u>
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,300	2,300
その他のもの(法第32条第1項第1号に掲げる工作物)	占有面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>	<u>1,500</u>
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>40</u> <u>31</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>57</u> <u>45</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>85</u> <u>67</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u> <u>89</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>170</u> <u>130</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>230</u> <u>180</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>400</u> <u>310</u>
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>570</u> <u>450</u>

	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>	<u>890</u>
軌条類		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>	<u>1,500</u>
歩廊及び日覆類		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>	<u>1,500</u>
上空に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>680</u>	<u>690</u>
その他のもの(法第32条第1項第5号に掲げる施設)		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,900</u>	<u>1,500</u>
露店、商品置場	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル1日につき	23	23
	その他のもの	占用面積1平方メートル1月につき	230	230
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	230	230
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2,300	2,300
標識類		1本1年につき	<u>1,500</u>	<u>1,200</u>
旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	23	23
	その他のもの	1本1月につき	230	230
幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	23	23
	その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	230	230
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,300	2,300
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>	<u>1,200</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積1平方メートル1月につき	230	230
仮設建築物、仮設店舗		占用面積1平方メートル1月につき	<u>190</u>	<u>150</u>

(2) 大口町道路占用料条例の占用料を引用している条例

大口町公共用物の管理に関する条例

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例

大口町下水道条例

(3) 大口町公共用物の管理に関する条例の使用料を引用している条例

大口町使用料徴収条例

大口町都市公園条例

3 施行期日

占用料の改正規定は、令和2年4月1日から施行します。ただし、条例第7条の改正規定（ガス事業法の一部が改正され、引用条項の項ずれが生じたことによるもの）は、公布の日から施行します。

4 経過措置

今回の改正により増額となる占用料について、占用者の急激な負担とならないよう経過措置を適用します。

令和2年3月31日までに許可され、令和2年4月1日以後も継続される占用物件の各年度の占用料について、改正前の占用料に各年度20パーセントを乗じた額を限度とするもので、計算の結果、改正後の占用料を上回る場合は、改正後の占用料とします。

(例) 令和2年3月31日までに許可を受けた第1種電柱（改正前の占用料830円、改正後の占用料1,100円）の場合

	占用料
令和元年度	830円
令和2年度	996円 (830円×1.2=996円)
令和3年度	1,100円 (830円×1.2×1.2=1,195円→1,100円)